

平成 20 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス
代 表 者 代表取締役
社長執行役員 眞 鍋 雅 昭
(コード番号 3055 札証)
問 合 せ 先 取締役執行役員
経営管理本部長 巖 友 弘
TEL (011) 737-1030

当社の子会社に対する公正取引委員会の排除措置命令について

当社子会社である株式会社竹山が、平成 20 年 2 月 14 日付で、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 排除措置命令について

今回の公正取引委員会による排除措置命令は、国立大学法人北海道大学病院における一般競争入札による予定価格 500 万円以上の医療機器納入に関して、受注予定者の決定、受注協力行為があったとして、株式会社竹山、株式会社ムトウ及び株式会社サイメンの 3 社に対して発せられたものであります。

当該命令は、国立大学法人北海道大学病院における一般競争入札による予定価格 500 万円以上の医療機器納入に関して行われていた受注予定者の決定、受注協力行為を取り止めていることを確認するとともに、その旨発注者等に通知し、今後同様の行を行わないことなどを命じるものであります。

2. 課徴金納付命令について

今回、株式会社竹山に対して、公正取引委員会から課徴金納付命令は受けておりませんので、同社が納付すべき課徴金はありません。

3. 連結業績に与える影響

今回の行政処分では課徴金納付命令は発せられておりませんが、当期の業績に与える影響は現在のところ不明であります。なお、万一適時開示規則に基づく開示義務に該当する場合には速やかにお知らせいたします。

当社といたしましては、当社の子会社である株式会社竹山が公正取引委員会から排除措置命令を受けたことを厳粛に受け止め、あらためて、当社および子会社も含めた役員、従業員による企業倫理の徹底とコンプライアンス体制の一層の強化に向けて取り組んでまいり所存であります。なお、今回の公正取引委員会の排除措置命令につきましては、株式会社竹山において、内容を十分に精査した上で、法令の定めるところにより適切に対応してまいりものと承知しております。

当社の子会社である株式会社竹山に係る今回の事態に関しまして、株主様はじめ関係各位にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上